条	現(OkiDoki ポイントプログラム利用規定)	新(J-POINT プログラム利用規定)
第 1 条	1.Oki Doki ポイントプログラムとは、カード発行	1. J-POINT プログラムとは、カード発行会社 (以
(本利用	   会社(以下「当社」という。)および株式会社ジ	下「当社」という。)および株式会社ジェーシー
規定)	ェーシービー(以下「JCB」 といい、当社とあ	ビー(以下「JCB」といい、当社とあわせて「両
	わせて「両社」という。)が運営するポイントプ	社」という。) が運営するポイントプログラムを
	ログラムを利用したサービスをいいます。本利用	利用したサービスをいいます。本利用規定は、
	規定は、Oki Doki ポイン トプログラムに関する	J-POINT プログラムに関する基本的事項を定め
	基本的事項を定めるものです。	るものです。
	2.Oki Doki ポイントプログラムは両社が定める	2. J-POINT プログラムは両社が定める JCB ブラ
	JCB ブランドカード(以下「カード」 という。)	ンドカード(以下「カード」 という。)に関する
	に関する契約(以下「JCB 会員規約」という。)	契約(以下「JCB 会員規約」という。)に規定す
	に規定する付帯サービスとして提供されます。本	る付帯サービスとして提供されます。本利用規定
	利用規定に定めのない事項につい ては、各 JCB	に定めのない事項については、各 JCB 会員規約が
	会員規約が適用されます。	適用されます。
	3.Oki Doki ポイントプログラムは、各 JCB 会員	3. J-POINT プログラムは、各 JCB 会員規約を承
	規約を承認のうえ、当社よりカード(ただし、ホ	認のうえ、当社よりカード(ただし、ホームペー
	ームページまたはサービスガイド等で両社が Oki	ジまたはサービスガイド等で両社が J-POINT プ
	Doki ポイントプログラムの対象となることを通	ログラムの対象となることを通知・公表している
	知・公表しているものに限ります。) の貸与を 受	ものに限ります。)の貸与を受けた個人カードの
	けた個人カードの本会員および家族会員、ならび	本会員および家族会員、ならびに法人カードの法
	に法人カードの法人会員およびカード使用者 (以	人会員およびカード使用者(以下総称して「会員」
	下総称して「会員」という。)を対象とし ます。	という。)を対象とします。
	4.家族会員およびカード使用者は、各 JCB 会員規	4.家族会員およびカード使用者は、各 JCB 会員規
	約に基づく代理権、または会員自身の権利によ	約に基づく代理権、または会員自身の権利によ
	り、Oki Doki ポイントプログラム を利用するこ	り、J-POINT プログラムを利用することができ
	とができます。詳細は第9条第1項の表をご確認	ます。詳細は第9条第1項の表をご確認ください。
	ください。	
	7.両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合	7.両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合
	意することなく、本利用規定を改定できるものと	意することなく、本利用規定を改定できるものと
	します。この場合、両社は、当該改定の効力が生	します。この場合、両社は、当該改定の効力が生
	じる日を定めたうえで、原則として本会員等に対	じる日を定めたうえで、原則として本会員等に対
	して当該改定につき通知します。 ただし、当該	して当該改定につき通知します。ただし、当該改
	改定が専ら会員の利益となるものである場合ま	定が専ら会員の利益となるものである場合また
	たは会員への影響が軽微であると認められる場	は会員への影響が軽微であると認められる場合、
	合、その他会員に不利益を与えな いと認められ	その他会員に不利益を与えな いと認められる場
	る場合には、当社または JCB のホームページ等	合には、当社または JCB のホームページ等での公

での公表のみとする場合があります。なお、本利 表のみとする場合があります。なお、本利用規定

<u> </u>	RA』 ホインドノログノム利用税足の主な以及固別	
	用規定の改定が、Oki Doki ポ イントプログラム	の改定が、J-POINT プログラムの内容の変更に
	の内容の変更にわたる場合には、第21条第3項	わたる場合には、第 21 条第 3 項が適用されるも
	が適用されるものとします。	のとします。
第 2 条	1.Oki Doki ポイントプログラムにおける Oki	1. J-POINT プログラムにおける J-POINT(以下
( J-POI	Doki ポイント (以下「ポイント」という。) とは、	「ポイント」という。)とは、会員が各 JCB 会員
NT プロ	会員が各 JCB 会員規約に基づき発行を受けたカ	規約に基づき発行を受けたカードを使用して、シ
グラムの	ードを使用して、ショッピング利用等を行った場	ョッピング利用等を行った場合に、両社所定の条
内容およ	合に、両社所定の 条件および基準に従い、付与	件および基準に従い、付与されるポイントをいい
び情報の	されるポイントをいいます。	ます。
共同利	3.会員は、当社、JCB、および JCB クレジットカ	3.会員は、当社、JCB、および JCB カード取引シ
用)	ード取引システムに 参加する JCB の提携会社	ステムに 参加する JCB の提携会社(以下「JCB
	(以下「JCB の提携会社」という。)が問い合わ	の提携会社」という。)が問い合わせ対応、ポイ
	せ対応、ポイント管理、および Oki Doki ポイン	ント管理、および J-POINT プログラムのサー ビ
	トプログラムのサー ビス提供上必要な事務を行	ス提供上必要な事務を行うため、JCB 会員規約
	うため、JCB 会員規約(個人用)に規定される会	(個人用)に規定される会員、JCB 会員規約(使
	員、JCB 会員規約(使用者支払型法人用)に規定	用者支払型法人用) に規定されるカード使用者お
	されるカード使 用者および JCB 会員規約(法人	よび JCB 会員規約 (法人債務・カード使用者立替
	債務・カード使用者立替用)に規定されるカード	用) に規定されるカード使用者については、住所、
	使用者については、住所、氏名、電話番号、会員	氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員
	番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効	の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、
	期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連	その他ポイントに関連する情報を、JCB 会員規約
	する情報を、JCB 会員規約(一般法人用)に規定	(一般法人用)に規定される法人会員について
	される法人会員については、住所、法人名・代表	は、住所、法人名・代表者名、電話番号、会員番
	者名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員	号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期
	の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、	限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連す
	その他 ポイントに関連する情報を、共同利用す	る情報を、共同利用することに同意するものとし
	ることに同意するものとします。JCB の提携会社	ます。JCB の提携会社は JCB カードサイト
	は JCB カードサイト	(https://www.jcb.co.jp/r/riyou/) にてご確認い
	(https://www.jcb.co.jp/r/riyou/) にてご確認い	ただけます。
	ただけます。	
第 3 条	1.当社は、振替金額(前月 16 日から当月 15 日ま	1.当社は、原則として、会員のショッピング利用
(ポイン	で(以下この期間を「標準期間」という。)の会	代金額 200 円(ただし、一部のショッピング利用
トの付与	員のポイント付与の対象となるショッピング利	については、200円とは異なる金額となる場合が
条件)	用代金をいう。)の合計(1,000 円未満切捨て)に	あります。この1ポイントが付与されるショッピ
	対し、1,000円(税込)につき 1 ポイントを約定	ング利用代金額のことを「ポイント算定基準額」
	支払日(ただし、いずれの月の約定支払日に付与	という。)につき 1 ポイントを、次項その他本規
	されるかについては、第3項に規定するとおりと	定の条件に基づき、本会員等に付与します。ただ

します。)にカードごとに本会員等に付与しますし、第4条に定める一部のショッピング利用につ

(以下、 ポイントを付与する日を「ポイント付与日」という。)。これを通常獲得ポイントといいます。ただし、ショッピング 2 回払いの場合は、各約 定支払日における支払金額(1,000 円未満切捨て)に対し、1,000 円(税込)につき 1 ポイントを付与します。

また、両社所定のカードについ ては、標準期間 およびポイント付与日が異なるものがあります。 なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日 が遅延したり、変更になることがあります。 いては、ポイント付与の対象外となります。本項 に基づき付与されるポイントを「通常獲得ポイン ト」といいます。

2. 当社は、カードごとに、標準期間(前月 16 日から当月 15 日までの期間をいう。以下同じ。)の会員のポイント付与の対象となる各ショッピング利用代金額を各ポイント算定基準額で除した数(小数点以下まで計算されます。)を合算して算出した数(小数点以下切り捨て)の通常獲得ポイントを約定支払日(ただし、いずれの月の約定支払日に付与されるかについては、第 4 項に規定するとおりとします。)に本会員等に付与します。(以下、ポイントを付与する日を「ポイント付与日」という。)また、両社所定のカードについては、標準期間およびポイント付与日が異なるものがあります。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更になることがあります。

2.カードの商品性、当社または両社の実施するキャンペーン等での資格取得、および当社または両社所定の加盟店でのショッピング利用等により、通常獲得ポイントに加算して、当社または両社所定の基準でポイントを付与することがあります。これをボーナスポイントといいます。

3.当社は、通常獲得ポイントとは別に、本会員等にポイントを付与する場合があります。当該ポイントのことを「ボーナスポイント」(なお「優遇ポイント」等と表示される場合もあります。)といい、以下の(1)から(4)はボーナスポイントに含まれます。一部のポイント交換においては、ボーナスポイントからの特典交換の条件が、通常獲得ポイントからの特典交換の条件と異なる場合があります。

- (1)J-POINT ボーナス制度(第8条に定めるものをいう。)に基づき付与されるポイント
- (2)両社所定の加盟店または両社所定の WEB サイトを介した加盟店でショッピング利用した場合に通常獲得ポイントよりも優遇されたポイントが付与される場合の、通常獲得ポイントを超えた部分のポイント
- (3)当社または両社の実施する各種キャンペーン に基づき付与されるポイント

3.本会員等へのポイント付与日はお支払い方法 により異なります。お支払い方法ごとのポイント 付与日は下表のとおりとし、 約定支払日より前 にポイントを付与することはできません。ただ し、当社または両社所定のボーナスポイントの付 与日については、下表の限りではありません。

お支払い方法	ポイント付与日
ショッピング 1 回払	約定支払日に一括し
<i>(</i> )	て付与します。
ショッピング 2 回払	各約定支払日に 2 回
<i>₹</i> 3	に分けて付与します。
ボーナス1回払い	約定支払日(8月また
	は1月)に一括して付
	与します。
ショッピングリボ払	初回約定支払日に一
₹,	括して付与します。
ショッピング分割払	
₹,	
ショッピングスキッ	会員がショッピング
プ払い	スキップ払いを指定
	する前の約定支払日
	に一括して付与しま
	す。

(4)上記のほか、当社または両社が「ボーナスポ イント」もしくは「優遇ポイント」等と表示して 付与するポイントおよび本規定にボーナスポイ ントとして付与する旨規定されているポイント

4.本会員等への通常獲得ポイントのポイント付 与日はお支払い方法により異なり、下表のとおり とします。ポイント付与日より前にポイントを付 与することはできません。また、ボーナスポイン トのうち、前項(1)に定めるポイントの付与日は 第8条第4項に定めるとおりとし、前項(2)、前 項(3)および(4)に定めるポイントの付与日は当 社または両社所定の日とします。

お支払い方法	ポイント付与日
ショッピング 1 回払	当該ショッピング利
γ <i>γ</i>	用代金の約定支払日
	に一括して付与しま
	す。
ショッピング 2 回払	当該ショッピング利
γ,	用代金の各約定支払
	日に 2 回に分けて付
	与します。
ボーナス1回払い	当該ショッピング利
	用代金の約定支払日
	(8月または1月) に
	一括して付与します。
ショッピングリボ払	当該ショッピング利
٤ ٧	用代金の初回約定支
ショッピング分割払	払日に一括して付与
γ <sub>2</sub>	します。
ショッピングスキッ	会員がショッピング
プ払い	スキップ払いを指定
	する前の当該ショッ
	ピング利用代金の約
	定支払日に一括して
	付与します。

たは JCB の関係会社に対する売上伝票または売

4.加盟店から、当社、JCB、JCB の提携会社、ま 5.加盟店から、当社、JCB、JCB の提携会社、ま たは JCB の関係会社に対する付与対象取引にか

上データの到達が遅延するなどの理由により、 当社から本会員等への当該ショッピング利用に 関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合 があります。この場合、ポイント付与日は、 現 に会員からカード代金の支払いを受ける約定支 払日となります。 かる売上伝票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、 当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合、ポイント付与日は、 現に会員からカード代金の支払いを受ける約定支払日となります。

第 4 条 (ポイン ト付与の 例 外 取 引) 金融サービス等における利用代金、手数料(ショッピングリボ払い手数料・分割払い手数料・スキップ 払い手数料など)、費用(年会費など)、および一部のショッピング利用代金(Edy・モバイル Suica・SMART ICOCA の各チャージ利用代金、募金の利用代金など)(以下総称して「対象外代金」という。)については、ポイント付与の対象外となります。対象外代金の最新の情報については、JCBカードサイト

(https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.ht ml)をご参照ください。対象外代金は、予告なく変更または追加される場合があります。また、両社所定のカードについては、上記以外の付与対象外取引があります。詳細は各ご利用ガイドをご参照ください。

金融サービス(キャッシング1回払い(海外キャッシング1回払いを含む)およびキャッシングリボ払い)等における利用代金、手数料(ショッピングリボ払い手数料・分割払い手数料・スキップ払い手数料など)、費用(年会費など)、および一部のショッピング利用代金(各種電子マネーチャージ利用代金、募金の利用代金など)(以下総称して「付与対象外代金」という。)については、ポイント付与の対象外となります。

また、当社または JCB が指定するショッピング利用については、第3条第1項に定めるとおり、ポイント算定基準額が200円以外の金額となる場合があります。

JCB が指定する付与対象外代金およびポイント 算定基準額が異なる利用代金についての最新の 情報については、JCB カードサイト (https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.ht ml)をご参照ください。対象外代金およびポイン ト算定基準額が異なる利用代金の対象は、変更ま たは追加される場合があり、この場合、事前に公 表または通知します。また、両社所定のカードに ついては、上記以外の付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金が存在する場 合があります。詳細は各ご利用ガイドをご参照く ださい。

 1.ポイント付与の対象となるショッピング利用 (以下「付与対象取引」という。)に ついて、取 消もしくは解除、または金額の変更等がなされた ことにより、当社が会員に対してショッピング利 用代金の全部または一部の返金(会 員の当社に 対する債務と相殺する場合を含む。以下本条にお

1.ポイント付与の対象となるショッピング利用 (以下「付与対象取引」という。)について、取 消もしくは解除、または金額の変更等がなされた ことにより、当社が会員に対してショッピング利 用代金の全部または一部の返金(会員の当社に対 する債務と相殺する場合を含む。以下本条におい

## の措置)

いて同じ。)を行う場合、当該返金の金額につき、ポイントが減算されます。ポイントの減算条件については、第3条が準用されるものとし、またショッピング利用代金の返金時(付与対象取引が行われた時ではない。)を基準時として、当該時点で適用されるスターメンバーズ(第8条に定めるものをいう。)のメンバーランクに応じた掛け率が適用された上で減算が行われるものとします。

て同じ。)を行う場合、当該返金の金額につき、ポイントが減算されます。ポイントの減算条件については、第3条が準用されます。また、ショッピング利用代金の返金時(付与対象取引が行われた時ではない。)を基準時として、当該時点で適用されるポイント算定基準額を適用し減算が行われるものとします。

# 第 6 条 (ポイン ト の 確 認)

付与されたポイントの残高は、当社より送付するカードご利用代金明細書(以下「ご利用代金明細書」といい、ご利用代金明細書が送付される場合に限ります。以下同じ。)、会員専用WEBサービス「MyJCB(マイジェーシービー)」(ユーザー登録が必要となります。)および電話(両社所定の商品申込・カタログ請求ダイヤルまたはJCBポイントプログラム係)にて確認いただくことができます。電話番号は、JCBカードサイト、Oki Doki ポイントプログラムのカタログ等に記載しております。なお、これらの方法で確認できるポイントの残高は、閲読、閲覧または聴取した時点における最新情報ではないことがあります。

付与されたポイントの残高は、会員専用 WEB サービス「MyJCB (マイジェーシービー)」、ご利用代金明細書(当社から送付される場合に限ります。)にて確認いただくことができます。なお、確認できるポイントの残高は、その時点における最新情報ではないことがあります。

# 第 8 条 ( J-POI NT ボー ナス)

1.JCB STAR MEMBERS(以下「スターメンバーズ」という。)とは、付与対象取引(両社所定のカード については、一部の付与対象外取引を含む。以下本条において同じ。)に対する年間の利用代金が一定額以上の本会員等に適用される、ポイントの優遇制度のことをいいます。優遇制度の詳細情報については、JCBカードサイト

(https://www.jcb.co.jp/point/earn/star-membe rs/) をご参照ください。

1.J-POINT ボーナス制度とは、各年度(毎年 12 月 16 日から翌年 12 月 15 日までを一年度としま す。以下同じ。) 内の付与対象取引の利用代金(た だし、例外的に、両社所定のカードについては、 一部の付与対象外代金が含まれる場合がありま す。)の合計金額が JCB 所定の金額 (以下「達成 基準金額 | という。) に達した場合に、本会員等 に対してボーナスポイント(本制度に基づき付与 されるボーナスポイントのことを「J-POINT ボ ーナス」という。)を付与する制度です。当社は、 J-POINT ボーナス制度の対象であることを当社 または ICB が通知または公表しているカード(以 下「J-POINT ボーナス対象カード」という。) の 本会員等に対して J-POINT ボーナスを付与しま す。J-POINT ボーナス制度の詳細情報について は、 JCB 力 ードサ イ 1

2.付与対象取引の年間利用代金によって本会員等のメンバーランクが確定し、そのメンバーランクに応じて、本会員等が所有するカードごとにポイント付与数の加算等の措置が適用されます。なお、付与対象取引の年間利用代金の集計対象とする会員の範囲 は下表のとおりとします。

適用される会員規約	年間利用代金の集計
	対象とする会員の範
	囲
JCB 会員規約(個人	本会員および家族会
用)	員の利用代金
JCB 会員規約 (一般法	法人会員および全て
人用)	のカード使用者の利
	用代金
JCB 会員規約 (使用者	カード使用者ごとの
支払型法人用)	利用代金
JCB 会員規約 (法人債	カード使用者ごとの
務・カード使用者立替	利用代金
用)	

(https://www.jcb.co.jp/point/j-point-bonus/) を ご参照ください。

2.前項に定める利用代金の合計金額の集計対象となる会員の範囲は下表のとおりとします。

適用される会員規約	利用代金の集計対象
	とする会員の範囲
JCB 会員規約(個人	本会員および家族会
用)	員の利用代金
JCB 会員規約 (一般法	法人会員および全て
人用)	のカード使用者の利
	用代金
JCB 会員規約 (使用者	カード使用者ごとの
支払型法人用)	利用代金
JCB 会員規約 (法人債	カード使用者ごとの
務・カード使用者立替	利用代金
用)	

3.前項の年間利用代金の集計期間は、毎年 12 月 16 日から翌年 12 月 15 日までのポイント付与対象取引の利用分とします。

4.加盟店から当社、JCB、JCBの提携会社、または JCB の関係会社に対する売上伝票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合、本来の集計期間内の利用分として取り扱われる場合があります。

#### 【削除】

3.加盟店から当社、JCB、JCB の提携会社、または JCB の関係会社に対する付与対象取引にかかる売上伝票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合において、当社に売上伝票または売上データが到達した日が当該年度内に間に合わなかった場合には、第1項にかかわらず、当該年度の利用代金の合計金額の集計対象とならず、翌年度の利用代金の合計金額の集計対象として取り扱われる場合があります。

5.スターメンバーズにおけるメンバーランクに 応じたポイント付与数 の加算等の措置は、集計 期間終了日が属する年の翌年2月から翌々年1月 までのポイント付与日に付与されるポイントに 適用されます (例えば、2018年12月16日から 2019年12月15日までの集計期間に応じたメンバーランクが適用されるのは、2020年2月から 2021年1月のポイント付与日に付与されたポイントとなります。)。

6.加盟店から当社、JCB、JCB の提携会社、または JCB の関係会社に対する売上伝票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れたことにより、約定 支払日も遅れる場合があります。この場合、第3条第4項に定めるポイント付与日に基づいて、前項の措置の適用の有無が決定されるものとします。

7.カードの名義によらず、複数カードにおける付与対象取引の年間利用代金を、合算して集計することはできません。

4.J-POINT ボーナスは、第1項に定める利用代金の合計金額が達成基準金額に到達した日が含まれる標準期間の末日の翌月12日に付与されます(例えば、2026年1月16日から2026年2月15日の標準期間内に達成基準金額に到達した場合、2026年3月12日にポイントが付与されます。)。ただし、前項第1文に該当する事由が発生した場合、当社に売上伝票または売上データが到達した日を基準として利用代金の合計金額が集計されて達成基準金額への到達有無が判定されるため、ポイント付与日は翌月以降となります。

5. J-POINTボーナス制度は、カード契約ごとに会員に提供されるサービスです。会員が複数のJCBカードを保有している場合であっても、当該カードの会員の名義が同一であるか否かにかかわらず、異なるカード契約に基づく複数のカードにおける利用代金の金額を合算したり、あるカードにおける合計金額を他のカードに承継させたりすることはできません。

6. 本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカー ド契約内において会員区分の変更(会員規約(個 人用)(会員区分の変更)または会員規約(一般 法人用)(法人会員とカード使用者)第9項に基 づくものをいい、異なるカード契約を新たに締結 する場合は含みません。以下同じ。) をした場合 であって、当該変更の結果、会員のカードが J-POINT ボーナス対象カードではないカード(以 下「J-POINT ボーナス対象外カード」という。) から J-POINT ボーナス対象カードに変更された 場合、会員区分の変更の効力が発生した日(両社 内において、会員区分の変更の登録を行った日を いい、本会員等が会員区分の変更の希望を申し出 た日や本会員等に新たなカード等が届いた日等 とは異なります。以下、本条において同じ。)か ら第1項の利用代金の集計が開始されるものと し、会員区分の変更日前の利用代金額は集計の対 象とはなりません。

8.メンバー ランクはカードごとに適用されるも

7. 本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカー

<b>■</b> 3711□2-3311		, , ,	13/13/20/6	已 5 9 (7) [ 图 / / ]						
	のであり、フ	カードの名義	によらず、作	也のカードに		ド契約内において会員区分の変更をした場合で				
	承継させるこ	ことはできま	せん。			あって、当該変更の結果、会員のカードが				
						J-POINT ボーナス対象カード内で J-POINT ボー				
						ナスの付与数等の付与条件が異なるカードに変				
						更された場合、当該変更前の利用代金の合計金額				
						は変更後に引き継がれるものとします。また、本				
						会員等に付与される J-POINT ボーナスの付与数				
						は、会員区分の変更の効力が発生する前に、第1				
			項から第43	項に基づき和	利用代金の台	計金額が達				
			成基準金額	に到達してい	いる場合であ	らったとして				
						も、当該達成基準金額に到達した日が含まれる標				
						準期間の末日が属する当月20日(以下「会員区				
						分判定基準日」という。)時点の会員区分に基づ				
						き決定される	るものとしま	す。		
	9.スターメ	ンバーズの	適用対象と	なるカード		き決定されるものとします。 8. 本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカー				
	は、ご利用作	弋金明細書・	ホームページ	<b>ジ等で両社が</b>		ド契約内に	おいて会員[	区分の変更を	とした場合で	
	スターメン	バーズの対象	となること	を通知・公表		あって、当該変更の結果、会員のカードが				
	しているもの	のに限り ま	す。			J-POINT ボーナス対象カードから J-POINT ボー				
			ナス対象外カードに変更された場合、会員区分の							
			変更の効力な	が発生する前	jに、第1項z	から第4項に				
						基づき利用作	代金の合計会	金額が達成基	基準金額に到	
						達している場	易合であった	:としても、会	会員区分判定	
						基準日におい	って J-POIN	T ボーナスタ	付象外カード	
						への会員区分	分の変更がな	:されている:	場合には、当	
						該達成基準金	金額の達成に	かかる J-PC	OINT ボーナ	
						スは本会員等	等に付与され	ません。		
第 9 条	1. ポイント	、を特典と交	換ができる会	会員、および		1. ポイント	を特典と交	換ができる会	会員、および	
(ポイン	交換でき	きるポイント	の範囲は下着	長のとおりで		交換でき	るポイント	の範囲は下着	表のとおりで	
トの交	す。	T	Γ			す。				
換)	適用会員	交換でき	家族会員	交換でき		適用会員	交換でき	家族会員	交換でき	
	規約	る会員	ならびに	るポイ		規約	る会員	ならびに	るポイ	
		(以下、	カード使	ントの範			(以下、	カード使	ントの範	
		「交換可	用者の交	囲			「交換可	用者の交	囲	
		能会員」	換の根拠				能会員」	換の根拠		
		という。)					という。)			
	JCB 会員	本会員お	家族会員	第 3 条第		JCB 会員	本会員お	家族会員	第 3 条第	
	規約(個	よび家	の交換	1 項に基		規約(個	よび家	の交換	1項、第3	
	人用)	族会員	は、本会	づき本会		人用)	族会員	は、本会	項に基づ	

(衣」 かイント		11111111111111111111111111111111111111		-	1			,
		員から	員に 付				員から	き本会員
		授与され	与された				授与され	に 付与
		た代理権	ポイント				た代理権	されたポ
		による					による	イント
JCB 会員	法人会員	カード使	第 3 条第		JCB 会員	法人会員	カード使	第 3 条第
規約 (一	および	用者によ	1 項に基		規約 (一	および	用者によ	1項、第3
般法人	カード使	る 交 換	づき法人		般法人	カード使	る 交 換	項に基づ
用)	用者	は、法人	会員に		用)	用者	は、法人	き法人会
l		会員から	付与され				会員から	員に 付
		授与され	たポイン				授与され	与された
		た代理権	<u> ۲</u>				た代理権	ポイント
		による					による	
JCB 会員	カード使	カード使	第 3 条第		JCB 会員	カード使	カード使	第 3 条第
規約 (使	用者	用者の交	1 項に基		規約 (使	用者	用者の交	1項、第3
用者支払		換は、カ	づきカー		用者支払		換は、カ	項に基づ
型法人		ード使用	ド使用者		型法人		ード使用	きカード
用)		者自身の	各自に付		用)		者自身の	使 用 者
		権利によ	与された				権利によ	各自に付
		る	ポイント				る	与された
JCB 会員	カード使	カード使	第 3 条第					ポイント
規約(法	用者	用者の交	1 項に基		JCB 会員	カード使	カード使	第 3 条第
人 債		換は、カ	づきカー		規約(法	用者	用者の交	1項、第3
務・カー		ード使用	ド使用者		人 債		換は、カ	項に基づ
ド使用者		者自身の	各自に付		務・カー		ード使用	きカード
立替用)		権利によ	与された		ド使用者		者自身の	使用者
		る	ポイント		立替用)		権利によ	各自に付
							る	与された
								ポイント
					なお、家族会	員およびカ	ード使用者に	は本会員等か
					ら授与された	た代理権に基	づき、月ごと	との獲得ポイ
					ント数及びな	ポイント詳細	、使用済み	ポイント数、
					失効ポイン	ト及び失効	予定ポイント	・数を確認す
					ることができ	きます。		
3.交換可能会	会員は、付与	されたポイン	ノト数の累計		【削除】			
が原則として	て 200 ポイ	ント以上にな	なった場合、					
当社が提供す	する特典と交	換すること	ができます。					
ただし、交換	ぬのために最	低限必要なな	ポイント数が					
				1				

異なるカードもありますので、詳細は JCB カー

ドサイトをご参照ください。	
	3.ポイントは、JCB 所定の次の各号の特典と交換
	することができます。
	(1)本会員等の標準期間のカード利用に基づく約
	定支払額から減算することが可能な現金等価物
	への交換(約定支払額からの減算以外の方法で当
	該現金等価物を使用することはできません。本号
	に基づく約定支払額の減算のことを「キャッシュ
	バック」といいます。この場合、(2)号と異なり、
	個別のショッピング利用代金が減額されるわけ
	ではありません。)
	(2)次条に基づき提携先ショッピングの支払代金
	の全部または一部に充当することが可能な現金
	等価物への交換(この場合、当該現金等価物は個
	別のショッピングの支払代金に充当されます。)
	(3)JCB が公表する各種他社ポイント、商品券等
	への交換
	(4)JCB が公表するその他の商品への交換
4.JCB は、ポイントと交換できる特典、および当該特典の交換申込受付期間を、WEB サイトへの	4.JCB は、ポイントと交換できる特典、特典の交換条件、特典を使用する際の条件その他注意事
掲示等の方法 により公表します。なお、申込受	項、および当該特典の交換申込受付期間がある場
付期間が経過する前であっても、両社への特典の	合には当該交換申込受付期間、その他の事項等
供給が中止された場合等やむを得ない事情が生	を、WEB サイトへの掲示等の方法により必要に
じた場合には、 特定の特典についての交換申込	応じて公表します。会員はそれらの公表された内
受付を終了する場合があります。	容を確認し、同意の上で、ポイントを特典に交換
	するものとします。
	5. JCB は営業上その他の理由により、随時、特
	典の内容の見直しを行っており、特典の内容を変
	更する場合があります。特典に交換申込受付期間
	がない場合、両社は特定の特典についての交換申
	がない場合、両社は特定の特典についての交換甲込受付を適宜終了する場合がありますが、会員へ
	込受付を適宜終了する場合がありますが、会員へ
	込受付を適宜終了する場合がありますが、会員へ の影響を考慮して必要に応じて事前に公表しま
	込受付を適宜終了する場合がありますが、会員へ の影響を考慮して必要に応じて事前に公表しま す。また、交換申込受付期間がある場合であって、

		交換申込受付を終了する場合があります。		
	5.交換可能会員は、付与されたポイントを当社が	6.交換可能会員は、付与されたポイントを当社が		
	提供する特典以外の金品 と交換することはでき	提供する特典以外の金品 と交換することはでき		
	ません。また、一度交換した特典を、さらに別の	ません。また、一度交換した特典を、さらに別の		
	特典と交換することはできません。	特典と交換することはできません。		
	6.両社所定のカードを除き、本会員等が自己の名	7.両社所定のカードを除き、本会員等が自己の名		
	義で複数のカードを保有する場合、交換可能会員	義で複数のカードを保有する場合、交換可能会員		
	は、これらのカードごとに付与されたポイントを	は、これらのカードごとに付与されたポイントを		
	合計して特典と交換する ことができます。	合計して特典と交換することができます。		
	7.ポイントの交換は、原則として失効日が近いポ	8.ポイントの交換は、原則として失効日が近いポ		
	イントから行われます。ただし、両社所定のカー	イントから行われます。ただし、両社所定のカー		
	ド、および前項の合計 申込みが認められている	ド、および前項の合計申込みが認められている場		
	場合において、合計申込み時に、ポイント交換を	合において、合計申込み時に、ポイント交換を申		
	申込むカードの優先順位を指定した場合はこの	込むカードの優先順位を指定した場合はこの限		
	限りではありません。	りではありません。		
	8.交換した特典の送付先はご利用代金明細書の	9.交換した特典の送付先はカードの送付先また		
	送付先のみとし、国内に限ります。	は本会員等が指定した住所のみとし、国内に限り		
		ます。		
	9.交換した特典の利用にあたって発生する交通	10.交換した特典の利用にあたって発生する交通		
	費、宿 泊代、税金その他の費用については、両	費、宿 泊代、税金その他の費用については、両		
	社は一切負担いたしません。	社は一切負担いたしません。		
	10.交換した特典に対して生じる公租公課に関す	11.交換した特典に対して生じる公租公課に関す		
	る申告、納付等は交換 を行った会員および本会	る申告、納付等は交換 を行った会員および本会		
	員等の責任において行うものとします。	員等の責任において行うものとします。		
	11.交換可能会員は交換した特典に欠陥があった	12.交換可能会員は交換した特典に欠陥があった		
	場合には、両社の Oki Doki ポイント商品係 (Oki	場合には、特典受領から3ヵ月以内に、JCBカー		
	Doki ポイントプログラムのカタログに記載があ	ドサイト(https://www.jcb.co.jp/support/)に記載		
	ります。以下同じ。)に電話でご連絡ください。	の問い合わせ方法でその旨を通知するものとし		
		ます。		
第10条	1. 「Oki Doki Shopping」とは、両社もしくは JCB	1. 「J-POINT Shopping」とは、両社もしくは JCB		
( J-POI	が指定する第三者(以下「提携先」という。)が	が指定する第三者(以下「提携先」という。) が		
NT	提供するオンラインサービス(以下「提携先サー	提供するオンラインサービス(以下「提携先サー		
Shopping	ビス」という。)において、会員が提携先との契約	ビス」という。)において、会員が提携先との契		
および	に基づき、提携先から商品もしくは権利を購入	約に基づき、提携先から商品もしくは権利を購入		
J-POINT	し、または役務の提供を受けるにあたって(以下、	し、または役務の提供を受けるにあたって(以下、		
Shopping	会員と提携先との間の当該取引を「提携 先ショ	会員と提携先との間の当該取引を「提携先ショッ		
における	ッピング」という。)、提携先ショッピングの支払	ピング」という。)、提携先ショッピングの支払い		
情報の共	いの全部もしくは一部にポイントを使用できる	の全部もしくは一部にポイントを使用できるサ		

同利用) サービスをいいます。

2.以下の①ま たは②のとき、両社および提携先が承認した場合に、両社は Oki Doki Shopping の利用登録を行います。会員は、利用登録が有効になされている期間、本条に基づき、Oki Doki Shopping のサービスを受けることができます。①提携先サービスにおいて、提携先ショッピングの支 払代金の決済手段として、Oki Doki ポイントプログラムの対象となるカード番号が登録されたとき。②会員が、両社および提携先所定の手 続きに基づき、Oki Doki Shopping の登録申請を行ったとき。

3.ポイントの使用方法および使用条件は以下の 各号の定めによるものとします。 会員が、提携 先ショッピングの支払いに使用するポイント数 を指定すると、指定されたポイント数に交換換算 レートを乗じた金額が、提携先 ショッピングの 支払代金の全部または一部に充当されます。 (1)使用ポイント数は、JCB または提携先所定の ポイント数単位で、カード決 済額を上限として 指定いただけます。使用できるポイント数単位お よび交換換算レートは提携先により異なります。 提携先ごとの「Oki Doki Shopping」のサービス 等の詳細は、JCB が提携先ごとに定める特約(以 下「個別特約」という。) または JCB のホームペ ージ等でご確認ください。 (2)ポイントの使用 を申し込まれた場合、当社または提携先所定のタ イミングで、使用したポイント数が最新の保有ポ イント数から 減算されます。 (3)会員が利用で きるポイントは、提携先ショッピングの支払代金 の決済手段として使用するカードのポイントと なります。 複数のカードのポイントの合算はで きません。

4.提携先の WEB サイトにおいて、ポイント使用の申込みが完了した場合、原則としてポイン トは返還されません。ただし、提携先との間で提携先ショッピングが取消された場合、第三者による不正使用があった場合、または提携先ショッピ

ービスをいいます。

2.以下の①または②のとき、両社および提携先が 承認した場合に、両社は J-POINT Shopping の利 用登録を行います。会員は、利用登録が有効にな されている期間、本条に基づき、 J-POINT Shopping のサービスを受けることができます。 ①提携先サービスにおいて、提携先ショッピング の支払代金の決済手段として、 J-POINT プログ ラムの対象となるカード番号が登録されたとき。 ②会員が、両社および提携先所定の手続きに基づ き、J-POINT Shopping の登録申請を行ったとき。

3.ポイントの使用方法および使用条件は以下の各号の定めによるものとします。会員が、提携先ショッピングの支払いに使用するポイント数を指定すると、指定されたポイント数に交換換算レートを乗じた金額が、提携先ショッピングの支払代金の全部または一部に充当されます。

(1)使用ポイント数は、JCB または提携先所定のポイント数単位で、カード決 済額を上限として指定いただけます。使用できるポイント数単位および交換換算レートは提携先により異なります。提携先ごとの「J-POINT Shopping」のサービス等の詳細は、JCBが提携先ごとに定める特約(以下「個別特約」という。)または JCB のホームページ等でご確認ください。

(2)ポイントの使用を申し込まれた場合、当社または提携先所定のタイミングで、使用したポイント数が最新の保有ポイント数から減算されます。 (3)会員が利用できるポイントは、提携先ショッピングの支払代金の決済手段として使用するカードのポイントとなります。複数のカードのポイントの合算はできません。

4.提携先の WEB サイトにおいて、ポイント使用の申込みが完了した場合、原則としてポイントは返還されません。ただし、提携先との間で提携先ショッピングが取消された場合、第三者による不正使用があった場合、または提携先ショッピング

ングのカード決済不承認等があった場合、当該 Oki Doki ポイントの返還に代えて、同ポイント 数のボーナスポイントを付与します。

のカード決済不承認等があった場合、当該ポイン トの返還に代えて、同ポイント数のボーナスポイ ントを付与します。ただし、提携先ショッピング が取消された結果、当該ショッピングで購入した 商品等の返品にかかる送料が発生した場合、その 返品時の送料相当分のポイント数を差し引いた ポイント数のボーナスポイントを付与します。

5.会員が、提携先ショッピングの支払代金の決済 手段として、Oki Doki ポイントプログラムの対 象となるカード番号を登録したとき、両社は、カ ー ド番号等の、会員が「Oki Doki Shopping」を 利用するために必要な情報を、提携先から受領し

5.会員が、提携先ショッピングの支払代金の決済 手段として、J-POINT プログラムの対象となる カード番号を登録したとき、両社は、カード番号 等の、会員が「J-POINT Shopping」を利用する ために必要な情報を、提携先から受領します。

6.両社は、第2項の利用登録がなされた会員につ き、当該会員が「Oki Doki Shopping」を利用す るために必要な会員の個人情報を、当該提携先と の間で共同利用します。提携 先ごとの、共同利 用する者の範囲、共同利用される個人情報の項 目、共同利用者の利用目的および個人情報の管理 について責任を有する者に ついては、JCB カー ドサイト所定のペー (https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/) にて公表いたします。なお、当該共同利用は 両

6.両社は、第2項の利用登録がなされた会員につ き、当該会員が「J-POINT Shopping」を利用す るために必要な会員の個人情報を、当該提携先と の間で共同利用します。提携先ごとの、共同利用 する者の範囲、共同利用される個人情報の項目、 共同利用者の利用目的および個人情報の管理に ついて責任を有する者については、JCB カードサ 所 定 1 0

社と各提携先との間の共同利用であり、各提携先 間で本項に定める会員の個人情報が共同利用さ れることはありせん。 7.JCB は、①新 たな提携先の追加、②既存の提

(https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/) にて公表いたします。なお、当該共同利用は 両 社と各提携先との間の共同利用であり、各提携先 間で本項に定める会員の個人情報が共同利用さ れることはありません。

携先における Oki Doki Shopping の終了、③個々 の提携先における Oki Doki Shopping におけるポ イントの ポイント数単位その他の交換条件、交 換換算レート、交換方法等の変更等を行うことが できます。JCB は、これらの変更(ただし、①の 変更 は含みません。)を行うことにより会員のポ イント使用に不利な影響(ただし、軽微な影響は 含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月 前までに JCB のホームページ等で公表します。 なお、最新の情報は随時 JCB のホームページ等 にて確認できます。

7.JCB は、①新たな提携先の追加、②既存の提携 先における J-POINT Shopping の終了、③個々の 提携先における J-POINT Shopping におけるポ イントの ポイント数単位その他の交換条件、交 換換算レート、交換方法等の変更等を行うことが できます。JCB は、これらの変更(ただし、①の 変更は含みません。)を行うことにより会員のポ イント使用に不利な影響(ただし、軽微な影響は 含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月 前までに JCB のホームページ等で公表します。な お、最新の情報は随時 JCB のホームページ等にて 確認できます。

	表。オイントノログプム利用規定の主な以正固所	
	11.前条第1項、第2項、第7項本文および第10	11.前条第1項、第2項、第4項、第5項、第8
	項は、Oki Doki Shopping にも準用されるものと	項および第 11 項は、J-POINT Shopping にも準
	します。	用されるものとします。
第11条	2.当社において交換可能会員からのポイント交	2.当社において交換可能会員からのポイント交
(ポイン	換の申込みに対する受付(以下「ポイント交換受	換の申込みに対する受付(以下「ポイント交換受
ト交換の	付」 という。) がなされた時点以降は、交換可能	付」という。) がなされた時点以降は、交換可能
受付・取	会員は当該申込みをキャンセルすることはでき	会員は当該申込みをキャンセルすることはでき
消)	ません。前項および本項にいう、「受付がなされ	ません。前項および本項にいう、「受付がなされ
	た」 とは以下の時点をいいます。 (1)インター	た」とは以下の時点をいいます。
	ネットでの申込み:画面上で受付完了の表示がな	(1)インターネットでの申込み:画面上で受付完
	された時点	了の表示がなされた時点
	(2)電話での申込み:受付完了のア ナウンスが流	(2)電話での申込み:受付完了のアナウンスが流
	れた時点	れた時点
	(3)郵送での申込み:申込み用紙が当社所定の住	(3)モバイルアプリでの申込み:画面上で受付完
	所に到達した時点 (4)加盟店等に設置された一	了の表示がなされた時点
	部特典の引換券のみ と即時交換可能な JCB 所定	
	の端末での申込み:当該引換券が発券された時点	
	6.当社が特典を発送したにもかかわらず、交換可	6.当社が特典を発送したにもかかわらず、交換可
	能会員が故意または重過失により特典の受取を	能会員が故意または重過失により特典の受取を
	拒絶した場合、当社は原則として前項の解除また	拒絶した場合、当社は原則として前項の解除また
	は取消を行わず、したがって当該特典と交換した	は取消を行わず、したがって当該特典と交換した
	ことにより既に減算されたポイントは、本会員等	ことにより既に減算されたポイントは、本会員等
	に対して返還されません。当社による特典の保管	に対して返還されません。当社による特典の保管
	期間は、当社が最初 に特典を発送した日から 6	期間は、当社が最初 に特典を発送した日から 2
	ヵ月とし、保管期間満了後は、当社にて、当該特	カ月とし、保管期間満了後は、当社にて、当該特
	典の廃棄等の処分を行うことができるものとし	典の廃棄等の処分を行うことができるものとし
	ます。	ます。
第12条	第 9 条、第 10 条および第 11 条のほか、両社所定	第9条、第10条および第11条のほか、両社所定
(ポイン	のカードにおけるポイント交換については、ポイ	のカードにおけるポイント交換については、ポイ
ト交換に	ント移行コース等、一部選択できない特典があり	ント移行コース等、一部選択できない特典があり
おける制	ます。詳細は各ご利用ガイドまたは Oki Doki ポ	ます。詳細は MyJCB、各ご利用ガイド等をご参
限)	イントプログラムのカタログ等をご参照くださ	照ください。
	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	

(ポイン トの有効 期限)

第13条 1.ポイントの有効期限は以下表のとおり(例え ば、ゴールドカードの場合、2020年2月の約定 日(10日) に付与されたポイントは2023年2 月 15 日まで有効)となります。ポイントの有効 期限に関する詳細情報については、JCB カードサ イト (https://www.jcb.co.jp/point/about/) を ご参照ください

一般カード	ゴールドカー	JCB ゴールド
	ド (*)	ザ・プレミア
		プラチナ
		JCB ザ・クラ
		ス
ポイント付与	ポイント付与	ポイント付与
日から 2 年間	日から 3 年間	日から 5 年間
(24ヵ月)を	(36ヵ月)を	(60ヵ月)を
経過した日	経過した日	経過した日
が属する月の	が属する月の	が属する月の
15 日	15 日	15 日

(\*)ご利用代金明細書・ホームページ等で両社が 上記の有効期限の対象となることを通知・公表 しているものに限ります。その他のゴールドカ ー ドについては、一般カードの有効期限と同 様となります。

第15条 (権利の 喪失およ びサービ ス停止)

1.次の各号に該当する会員は、ポイントの付与、 ポイントの特典との交換、その他 Oki Doki ポイ ントプログラムのサービスを受けるすべての権 利を喪失します。また、本会員または法人会員が 次の各号に該当した場合、その家族会員およびカ ード使用者も同様に権利を喪失します。

- (1)両社が有効期限を更新したカードを発行し ないで、カードの有効期限が経過した場合
- (2) カードを退会し、またはカードの会員資格 を喪失した場合
  - (3)死亡した場合

2. 当社は、次の各号に該当する会員に対し、何 らの通知なくし て、ポイントの付与、ポイント の特典との交換、その他 Oki Doki ポイントプロ グラムのサービスを受ける権利を喪失させ、また

1.ポイントの有効期限は以下表のとおり(例え ば、ゴールドカードの場合、2026年2月の約定 日(10日) に付与されたポイントは 2029 年 2 月 15 日まで有効)となります。ポイントの有効 期限に関する詳細情報については、JCB カードサ イト (https://www.jcb.co.jp/point/about/) を ご参照ください

一般カード	ゴールドカー	ICD J. J. K
一双刀一下	ゴールドカー	JCB ゴールド
	ド (*)	ザ・プレミア
		プラチナ
		JCB ザ・クラ
		ス
ポイント付与	ポイント付与	ポイント付与
日から 2 年間	日から 3 年間	日から 5 年間
(24ヵ月)を	(36ヵ月)を	(60ヵ月)を
経過した日	経過した日	経過した日
が属する月の	が属する月の	が属する月の
15 日	15 日	15 日

(\*)MyJCB・ホームページ等で両社が上記の有 効期限の対象となることを通知・公表している ものに限ります。その他のゴールドカー ドに ついては、一般カードの有効期限と同様となり ます。

1.次の各号に該当する会員は、ポイントの付与、 ポイントの特典との交換、その他 J-POINT プロ グラムのサービスを受けるすべての権利を喪失 します。また、本会員または法人会員が次の各号 に該当した場合、その家族会員およびカード使用 者も同様に権利を喪失します。

- (1)両社が有効期限を更新したカードを発行しな いで、カードの有効期限が経過した場合
- (2)カードを退会し、またはカードの会員資格を 喪失した場合
- (3)死亡した場合

2.当社は、次の各号に該当する会員に対し、何 らの通知なくして、ポイントの付与、ポイントの 特典との交換、その他 J-POINT プログラムのサ ービスを受ける権利を喪失させ、またはサービス

	はサービスの 提供を停止することができます。	の提供を停止することができます。また、本会員
	また、本会員または法人会員が次の各号に該当し	または法人会員が次の各号に該当した場合、その
	た場合、その家族会員およびカード使用者に対し	家族会員およびカード使用者に対しても同様に
	ても同様 に権利を喪失させ、またはサービスの	  権利を喪失させ、またはサービスの提供の停止を
	   提供の停止をすることができるものとします。	することができるものとします。
	   (1)各 JCB 会員規約または本利用規定に違反した	   (1)各 JCB 会員規約または本利用規定に違反した
	場合 (2)違法行為または不正行為を行った場	場合 (2)違法行為または不正行為を行った場
	合 (3)その他、前各号に準じるものと当社が判	合
	断した場合	(3)その他、前各号に準じるものと当社が判断し
		た場合
	3.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員	3.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員
	に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、	に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、
	特典との交換、その他 Oki Doki ポイントプログ	特典との交換、その他 J-POINT プログラムのサ
	ラムのサービスの提供を停止する ことができま	ービスの提供を停止することができます。また、
	す。また、本会員または JCB 会員規約(一般法	本会員または JCB 会員規約(一般法人用および法
	人用および法人債務・カード使用者立替用)が適	人債務・カード使用者立替用)が適用される法人
	用される法人会員が当社に対する支払債務を延	会員が当社に対する支払債務を延滞した場合、そ
	滞した場合、その家族会員およびカード使用者に	の家族会員およびカード使用者に対しても同様
	対しても同様にサービスの停止をすることがで	にサービスの停止をすることができるものとし
	きるものとします。	ます。
第16条	本会員または法人会員が、すでに入会済みのカー	本会員または法人会員が、すでに入会済みのカー
(会員区	ドにおいて、一般カードからゴールドカードへの	ドにおいて、一般カードからゴールドカードへの
分の変更	変更な ど、会員区分の変更を行った場合、旧カ	変更など、会員区分の変更を行った場合、変更前
の場合の	ードにおける付与対象取引の利用代金、ポイント	のカードにおけるポイント残高が変更後のカー
措置)	残高、および第8条に定めるスターメンバーズの	ドに承継されるほか、第8条第6項から第8項の
	権利は、新カードに承継されます。	規定が適用されます。
第17条	本会員、法人会員またはカード使用者が、カード	本会員、法人会員またはカード使用者が、カード
(トラブ	の紛失、盗難等のために、JCB よりカードの再発	の紛失、盗難等のために、JCB よりカードの再発
ル時の対	行を受けた 場合、紛失・盗難等がなされたカー	行を受けた場合、紛失・盗難等がなされたカード
応)	ドにおけるポイント残高および、第8条に定める	におけるポイント残高は、再発行されたカードに
	スターメンバーズの権利は、再発行されたカード	承継 されます。他方、紛失・盗難等がなされた
	に承継 されます。他方、紛失・盗難等がなされ	カードを退会した場合は、新たに入会しても、か
	たカードを退会した場合は、新たに入会しても、	かる承継はなされません。
	かかる承継はなされません。	
第20条	1.両社は、Oki Doki ポイントプログラムに使用す	1.両社は、J-POINT プログラムに使用する電子機
	•	•
(システ	る電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつ	器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時

中のの対 合理的な保守および運用を行います。	【利口口/155	R衣】 ホイントノログラム利用規定の主な以及固別	
第21条 1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または本会員等に通知することなく、Okiのは ボイントプログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。 2.両社は、システムの保守等、Oki Doki ボイントプログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。 2.両社は、システムの保守等、Oki Doki ボイントプログラムのサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。 2.両社は、システムの保守等、Oki Doki ボイントプログラムのサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事前に JCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。 3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ボイントプログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。ただし、「VK的 Doki ボイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。 2.両社は、前各項による J-POINT プログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。	ルへの対	合理的な保守および運用を行います。	守および運用を行います。
し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に     公表または本会員等に通知することなく、Oki     了、停止、     変更等)     おいばれントブログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する     指置を取ることができるものとします。     2.両社は、システムの保守等、Oki Doki ポイント     プログラムのサービスの維持管理に必要な作業 のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事前に JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。     3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ポイント プログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3 カ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、「経常上その他の理由により、J-POINT プログラムを終了、または内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3 カ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、「Oki Doki ポイント プログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6 カ月前までに JCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、「内容の重要な変更が生じる場合は、6 カ月前までに JCBのホームページ等で公表また は本会員等に通知します。ただし、「POINT プログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6 カ月前までに公表または本会員等に通知します。     4.両社は、前各項による J-POINT プログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。	応)		
スの終 了、停止、Doki ポイントプログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。  2.両社は、システムの保守等、Oki Doki ポイントプログラムのサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事前に JCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。 3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ポイントプログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことがより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、「中の手を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、「中の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、「中の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、「中の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。  4.両社は、前各項による J-POINT プログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、放意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。	第21条	1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生	1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生
<ul> <li>ア、停止、変更等)</li> <li>Doki ボイントプログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置 を取ることができるものとします。</li> <li>2.両社は、システムの保守等、Oki Doki ボイントプログラムのサービスの維持管理に必要な作業 のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事前に JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。</li> <li>3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ボイントプログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。画社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、軽微な影響を含みません。)をおよばすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。をし、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。</li> <li>4.両社は、前各項による Oki Doki ボイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、前日前までに公表または本会員等に通知します。</li> <li>4.両社は、前各項による Oki Doki ボイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失または 過失なき限り、一切責任を負わないものとします。</li> </ul>	(サービ	し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に	し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に
変更等) たは一部の提供を停止し、または内容を変更する 措置 を取ることができるものとします。  2.両社は、システムの保守等、Oki Doki ポイント プログラムのサービスの維持管理に必要な作業 のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事前に JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。  3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ポイント プログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、「中容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。 ただし、「中容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。 ただし、「中のINT プログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。 は本会員等に通知します。 は本会員等に通知します。 は本会員等に通知します。 ただし、「J-POINT プログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に 通知します。 4.両社は、前各項による J-POINT プログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失 なき限り、一切責任を負わないものとします。	スの終	公表または本会員等に通知することなく、Oki	公表または本会員等に通知することなく、
推置を取ることができるものとします。	了、停止、	Doki ポイントプログラムのサービスの全部、ま	J-POINT プログラムのサービスの全部、または
2.両社は、システムの保守等、Oki Doki ポイント プログラムのサービスの維持管理に必要な作業 のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事 前に JCB のホームページ等で公表または本 会員 等に通知します。ただし、緊急の場合においては この限りではありません。  3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ポイント プログラムを終了、または内容の変更 を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。 ただし、J-POINT プログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。 本両社は、前各項による J-POINT プログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失または 過失なき限り、一切責任を負わないものとします。	変更等)	たは一部の提供を停止し、または内容を変更する	一部の提供を停止し、または内容を変更する措置
プログラムのサービスの維持管理に必要な作業 のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事前に JCB のホームページ等で公表または本 会員 のホームページ等で公表または本 会員 のホームページ等で公表または本 会員 のホームページ等で公表または本会員等に通知 します。ただし、緊急の場合においては この限りではありません。 3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ポイント プログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容 の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただ し、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認 かた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、 Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、 Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。 4.両社は、前各項による Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。 4.両社は、前各項による J-POINT プログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失または 過失なき限り、一切責任を負わないものとします。		措置を取ることができるものとします。	を取ることができるものとします。
のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事前に JCB のホームページ等で公表または本 会員等に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。  3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ボイント プログラムを終了、または内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、Oki Doki ボイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。  4.両社は、前各項による Oki Doki ボイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。		2.両社は、システムの保守等、Oki Doki ポイント	2.両社は、システムの保守等、J-POINT プログラ
とができるものとします。この場合、両社は、事前に JCB 前に JCB のホームページ等で公表または本 会員 等に通知します。ただし、緊急の場合においては この限りではありません。  3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ボイント プログラムを終了、または内容の変更 できるものとします。両社は、内容 変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認 めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、Oki Doki ボイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに JCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。  4.両社は、前各項による Oki Doki ボイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。		プログラムのサービスの維持管理に必要な作業	ムのサービスの維持管理に必要な作業 のため、
前に JCB のホームページ等で公表または本 会員 等に通知します。ただし、緊急の場合においては この限りではありません。 3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ボイント プログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認 な影響を含みません。)をおよぼすと認 な影響を含みません。)をおよぼすと認 な影響を含みません。)をおよぼすと認 な影響を含みません。)をおよばすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。 ただし、 J-POINT プログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。 をだし、 通知します。 ただし、 通知します。 ただし、 J-POINT プログラムの終了または、 内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に 通知します。 4.両社は、 前各項による Oki Doki ポイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失 なき限り、一切責任を負わないものとします。		のため、必要な期間サービスの提供を停止するこ	必要な期間サービスの提供を停止することがで
等に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。  3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ボイント プログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、Oki Doki ボイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。  4.両社は、前各項による Oki Doki ボイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または 過失なき限り、一切責任を負わないものとします。		とができるものとします。この場合、両社は、事	きるものとします。この場合、両社は、事前に JCB
ではありません。 3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ポイント プログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容が変更を行うことができるものとします。両社は、内容が変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。 4.両社は、前各項による Oki Doki ポイントプログラムの終了または、 内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。 4.両社は、前各項による Oki Doki ポイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。		前に JCB のホームページ等で公表または本 会員	のホームページ等で公表または本会員等に通知
3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki ポイント プログラムを終了、または内容の変更 を行うことができるものとします。両社は、内容 の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただ ができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微し、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認 な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等 で公表または本会員等に通知します。ただし、 Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。		等に通知します。ただし、緊急の場合においては	します。ただし、緊急の場合においてはこの限り
ポイント プログラムを終了、または内容の変更を行うことを行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微し、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、 J-POINT プログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。 ただし、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。 4.両社は、前各項による Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。 4.両社は、前各項による J-POINT プログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。 なき限り、一切責任を負わないものとします。		この限りではありません。	ではありません。
を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行ってとにより会員に不利な影響(ただ		3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Doki	3.両社は、営業上その他の理由により、J-POINT
の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微し、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCBのホームページ等で公表またで公表または本会員等に通知します。ただし、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。 ただし、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。		ポイント プログラムを終了、または内容の変更	プログラムを終了、または内容の変更を行うこと
し、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認 な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表またで公表または本会員等に通知します。ただし、 内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。		を行うことができるものとします。両社は、内容	ができるものとします。両社は、内容の変更を行
めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表またで公表または本会員等に通知します。ただし、 Cki Doki ポイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。		の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただ	うことにより会員に不利な影響(ただし、 軽微
で公表または本会員等に通知します。ただし、 Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内 容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。  4.両社は、前各項による Oki Doki ポイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意ない。 なき限り、一切責任を負わないものとします。  は本会員等に通知します。ただし、J-POINT プログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。  4.両社は、前各項による J-POINT プログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意ないものとします。		し、 軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認	な影響を含みません。) をおよぼすと認めた場合、
Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じ 容の重要な変更が生じる場合は、6 ヵ月前までに 公表または本会員等に通知します。  4.両社は、 前各項による Oki Doki ポイントプロ グラムの終了、停止、変更等によって会員に何ら かの損害、不利益が生じた場合であっても、故意 または 過失なき限り、一切責任を負わないもの なき限り、一切責任を負わないものとします。		めた場合、3ヵ月前までに JCB のホームページ等	3ヵ月前までに JCB のホームページ等で公表また
容の重要な変更が生じる場合は、6 ヵ月前までに		で公表または本会員等に通知します。ただし、	は本会員等に通知します。ただし、J-POINT プ
公表または本会員等に通知します。 通知します。		Oki Doki ポイントプログラムの終了または、内	ログラムの終了または、内容の重要な変更が生じ
4.両社は、前各項による Oki Doki ポイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何ら終了、停止、変更等によって会員に何ら終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、かの損害、不利益が生じた場合であっても、故意をは過失をは過失なき限り、一切責任を負わないものとします。		容の重要な変更が生じる場合は、6 ヵ月前までに	る場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に
グラムの終了、停止、変更等によって会員に何ら かの損害、不利益が生じた場合であっても、故意 または 過失なき限り、一切責任を負わないもの であっても、故意は 過失なき限り、一切責任を負わないものとします。		公表または本会員等に通知します。	通知します。
グラムの終了、停止、変更等によって会員に何ら かの損害、不利益が生じた場合であっても、故意 または 過失なき限り、一切責任を負わないもの なき限り、一切責任を負わないものとします。			
かの損害、不利益が生じた場合であっても、故意 不利益が生じた場合であっても、故意または過失 または 過失なき限り、一切責任を負わないもの なき限り、一切責任を負わないものとします。		4.両社は、 前各項による Oki Doki ポイントプロ	4.両社は、前各項による J-POINT プログラムの
または 過失なき限り、一切責任を負わないもの なき限り、一切責任を負わないものとします。		グラムの終了、停止、変更等によって会員に何ら	終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、
		かの損害、不利益が生じた場合であっても、故意	不利益が生じた場合であっても、故意または過失
とします。		または 過失なき限り、一切責任を負わないもの	なき限り、一切責任を負わないものとします。
		とします。	

用)

特則第 1 2.本特則に定めのない事項については、本規定お 条(本特 よび JCB デビット会員規約(個人カードに適用さ 則 の 適 れる会員規約を「JCB デビット会員規約(個人 用)」、法人カードに適用される会員規約を「JCB

2.本特則に定めのない事項については、本規定お よび JCB デビット会員規約(個人カードに適用さ れる会員規約を「JCB デビット会員規約(個人 用)」、法人カードに適用される会員規約を「JCB

	T
デビット会員規約(法人用)」といい、これらを	デビット会員規約(法人用)」といい、これらを
総称して「JCB デビット会員規約」という。)が	総称して「JCB 会員規約」という。)が適用され
適用されます。	ます。
1.本規定第 1 条第 2 項を以下のとおり変更しま	1.本規定第 1 条第 2 項を以下のとおり変更しま
す。	す。
「OkiDoki ポイントプログラムは両社が定める	「2.J-POINT プログラムは両社が定める JCB ブ
JCB ブランドのデビットカード(以下「カード」	ランドのデビットカード(以下「カード」という。)
という。)に関する JCB デビット会員規約に規定	に関する JCB デビット会員規約に規定する付帯
する付帯サービスとして提供されます。」	サービスとして提供されます。」
4.本規定第2条第3項を以下のとおりに変更しま	2.本規定第2条第3項を以下のとおりに変更しま
す。	す。
「3.会員は、当社、JCB、および JCB クレジット	「3.会員は、当社、JCB、および JCB カード取引
カード取引システムに参加する JCB の提携会社	システムに参加する JCB の提携会社(以下「JCB
(以下「JCB の提携会社」という。)が問い合わ	の提携会社」という。)が問い合わせ対応、ポイ
せ対応、ポイント管理、および Oki Doki ポイン	ント管理、および J-POINT プログラムのサービ
トプログラムのサービス提供上必要な事務を行	ス提供上必要な事務を行うため、JCB デビット会
うため、JCB デビット会員規約(個人用)に規定	員規約(個人用)に規定される会員については、
される会員については、住所、氏名、電話番号、	住所、氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、
会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント	会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履
有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに	歴、その他ポイントに関連する情報を、JCB デビ
関連する情報を、JCB デビット会員規約(法人用)	ット会員規約(法人用)に規定される法人会員に
に規定される法人会員については、住所、法人	ついては、住所、法人名・代表者名、電話番号、
名・代表者名、電話番号、会員番号、ポイント残	会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント
高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申	有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに
込履歴、その他ポイントに関連する情報を、共同	関連する情報を、共同利用することに同意するも
利用することに同意するものとします。JCB の提	のとします。JCB の提携会社は JCB カードサイ
携 会 社 は JCB カードサイト	ト(https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)にてご確認
(https://www.jcb.co.jp/r/riyou/) にてご確認い	いただけます。」
ただけます。」	
5.本規定第3条第1項を以下のとおりに変更しま	3.本規定第3条第2項を以下のとおりに変更しま
す。	す。
「1.当社は、振替金額(前月 16 日から当月 15 日	「2.当社は、カードごとに、標準期間(前月 16
まで(以下この期間を「標準期間」という。)の	日から当月 15 日までの期間をいう。以下同じ。)
会員のポイント付与の対象となるショッピング	の会員のポイント付与の対象となる各ショッピ
利用代金をいう。)の合計(1,000 円未満切捨て)	ング利用代金額を各ポイント算定基準額で除し
に対し、1,000円(税込)につき1ポイントを標	た数(小数点以下まで計算されます。)を合算し
準期間の末日の翌月1日(以下「ポイント付与日」	て算出した数(小数点以下切り捨て)の通常獲得
	総称して「JCB デビット会員規約」という。)が適用されます。  1.本規定第 1 条第 2 項を以下のとおり変更します。 「OkiDoki ポイントプログラムは両社が定めるJCB ブランドのデビットカード(以下「カード」という。)に関する JCB デビット会員規約に規定する付帯サービスとして提供されます。」  4.本規定第 2 条第 3 項を以下のとおりに変更します。 「3.会員は、当社、JCB、および JCB クレジットカード取引システムに参加する JCB の提携会社(以下「JCB の提携会社」という。)が問い合わせ対応、ポイント管理、および Oki Doki ポイントプログラムのサービス提供上必要な事務を行うため、JCB デビット会員規約(個人用)に規定される会員については、住所、氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイントに関連する情報を、JCB デビット会員規約(法人用)に規定される法人会員については、住所、法人名・代表者名、電話番号、会員番号、ポイントに関連する情報を、共同利用することに同意するものとします。JCB の提携 会社は JCB カードサイト(https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)にてご確認いただけます。」  5.本規定第 3 条第 1 項を以下のとおりに変更します。 「1.当社は、振替金額(前月 16 日から当月 15 日まで(以下この期間を「標準期間」という。)の会員のポイント付与の対象となるショッピング利用代金をいう。)の合計(1,000 円未満切捨て)に対し、1,000 円(税込)につき 1 ポイントを標

という。) にカードごとに本会員等に付与します。 ポイントを標準期間の末日の翌月1日に本会員等

これを通常獲得ポイントといいます。ただし、両 社所定のカードについては標準期間およびポイ ント付与日が異なるものがあります。なお、事務 処理上の都合により、ポイント付与日が遅延した り、変更になることがあります。」

に付与します。(以下、 ポイントを付与する日を 「ポイント付与日」という。) また、両社所定の カードについ ては、標準期間およびポイント付 与日が異なるものがあります。なお、事務処理上 の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変 更になることがあります。」

6.本規定第3条第3項の規定はデビットカードの 会員には適用されません。

4.本規定第3条第4項の規定はデビットカードの 会員には適用されません。

7.本規定第3条第4項を以下のとおりに変更しま す。

5.本規定第3条第5項を以下のとおりに変更しま す。

「4.加盟店から、当社、JCB、JCB の提携会社、 または ICB の関係会社に対する売上伝票または 売上データの到達が遅延するなどの理由により、 当社から本会員等への当該ショッピング利用に 関する売上確定情報の到達が遅れる場合があり ます。この場合、ポイント付与日は、当社に売上 確定情報が到着した日が属する標準期間の末日 の翌月1日となります。」

「5.加盟店から、当社、JCB、JCB の提携会社、 または ICB の関係会社に対する売上確定情報の 到達が遅延するなどした場合、ポイント付与日 は、当社に売上確定情報が到着した日が属する標 準期間の末日の翌月1日となります。|

8.本規定第4条を以下のとおりに変更します。

「海外現地通貨引き出しサービスにより引き出 した金額および金融機関利用料、JCB 会員規約に 定める手数料、費用 (年会費など)、および一部 のデビットショッピング利用代金(各種電子マネ ーチャージ利用代金、募金の利用代金など)(以 下総称して「付与対象外代金」という。)につい

6.本規定第4条を以下のとおりに変更します。

「海外現地通貨引き出しサービスにより引き出 した金額および金融機関利用料、JCB デビット会 員規約に定める手数料、費用(年会費など)、お よび一部のデビットショッピング利用代金 (Edy・モバイル Suica・SMART ICOCA の各チ ャージ利用代金、募金の利用代金など)(以下総 称して「対象外代金」という。) については、ポ イント付与の対象外となります。対象外代金の最 新の情報については、JCB カードサイト ( https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.ht ml) をご参照ください。対象外代金は、予告なく 変更または追加される場合があります。また、両 社所定のカードについては、上記以外の付与対象 外取引があります。詳細は各ご利用ガイドをご参 照ください。|

また、当行または JCB が指定するデビットショッ ピング利用については、第3条第1項に定めると おり、ポイント算定基準額が200円以外の金額と なる場合があります。

ては、ポイント付与の対象外となります。

ICB が指定する付与対象外代金およびポイント 算定基準額が異なる利用代金の最新の情報につ いては、ICBカードサイト ( https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.ht ml) をご参照ください。付与対象外代金およびポ イント算定基準額が異なる利用代金の対象は変 更または追加される場合があり、この場合、事前 に公表または通知します。また、両社所定のカー

	ドについては、上記以外の付与対象外代金および ポイント算定基準額が異なる利用代金が存在す る場合があります。詳細は各ご利用ガイドをご参 照ください。」
9.本規定第6条を以下のとおりに変更します。 「付与されたポイントの残高は、会員専用 WEB サービス「MyJCB(マイジェーシービー)」(ユーザー登録が必要となります。)および電話(商品 申込・カタログ請求ダイヤルまたは両社所定の JCBポイントプログラム係)にて確認いただくことができます。電話番号は、JCBカードサイト、 Oki Doki ポイントプログラムのカタログ等に記載しております。なお、これらの方法で確認できるポイントの残高は、閲読、閲覧または聴取した時点における最新情報ではないことがあります。」	7.本規定第6条を以下のとおりに変更します。 「付与されたポイントの残高は、会員専用 WEB サービス「MyJCB(マイジェーシービー)」およ び電話(商品申込・カタログ請求ダイヤル)にて 確認いただくことができます。なお、確認できる ポイントの残高は、その時点における最新情報で はないことがあります。」
10.本規定第8条第2項を以下のとおりに変更します。 「2.付与対象取引の年間利用代金によって本会員等のメンバーランクが確定し、そのメンバーランクに応じて、本会員等が所有するカードごとにポイント付与数の加算等の措置が適用されます。なお、JCBデビットカードにおける付与対象取引の年間利用代金の集計対象とする会員の範囲は個人カードは本会員および家族会員の利用代金、法人カードは法人会員および全てのカード使用者の利用代金とします。」	8.本規定第8条第2項を以下のとおりに変更します。 「2.前項に定める会員の範囲は、個人カードは本 会員および家族会員の利用代金、法人カードは法 人会員および全てのカード使用者の利用代金と します。」
11.本規定第8条第6項を以下のとおりに変更し	9.本規定第8条第3項を以下のとおりに変更します。 「3.加盟店から当社、JCB、JCB の提携会社、または JCB の関係会社に対する売上確定情報の到達が遅延するなどした場合、当社に売上確定情報が到達した日が当該年度内に間に合わなかった場合には、第1項にかかわらず、当該年度の利用代金の合計金額の集計対象とならず、翌年度の利用代金の合計金額の集計対象として取り扱われる場合があります。」 10. 本規定第8条第4項を以下のとおりに変更し

ます。

「6.加盟店から当社、JCB、JCB の提携会社、または JCB の関係会社に対する売上伝票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する売上確定情報の到着が遅れる場合があります。この場合、本特則第2条第7項により変更された本規定第3条第4項に定めるポイント付与日に基づいて、前項の優遇措置の適用の有無が決定されるものとします。」

ます。

「4.J-POINT ボーナスは、第1項に定める利用代金の合計金額が達成基準金額に到達した日が含まれる標準期間の末日の翌月12日に付与されます(例えば、2026年1月16日から2026年2月15日の標準期間内に達成基準金額に到達した場合、2026年3月12日にポイントが付与されます。)。ただし、前項第1文に該当する事由が発生した場合、当社に売上確定情報が到達した日を基準として利用代金の合計金額が集計されて達成基準金額への到達有無が判定されるため、ポイント付与日は翌月以降となります。)

11. 本規定第8条第6項を以下のとおりに変更します。

「6. 本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカ ード契約内において会員区分の変更 (JCB 会員規 約に基づくものをいい、異なるカード契約を新た に締結する場合は含みません。以下同じ。)をし た場合であって、当該変更の結果、会員のカード が J-POINT ボーナス対象カードではないカード (以下「J-POINT ボーナス対象外カード」とい う。) から J-POINT ボーナス対象カードに変更さ れた場合、会員区分の変更の効力が発生した日 (両社内において、会員区分の変更の登録を行っ た日をいい、本会員等が会員区分の変更の希望を 申し出た日や本会員等に新たなカード等が届い た日等とは異なります。以下、本条において同 じ。) から第1項の利用代金の集計が開始される ものとし、会員区分の変更日前の利用代金額は集 計の対象とはなりません。」

12.本規定第9条第1項を以下のとおりに変更します。

「1.JCB デビットカードにおけるポイントを特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。」

適用会員交換でき家族会員交換でき規約る 会 員ならびにるポイン( 以 下 カード使 トの範囲

12.本規定第9条第1項を以下のとおりに変更します。

「JCB デビットカードにおけるポイントを特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。

適用会員	交換でき	家族会員	交換でき	
規約	る会員	ならびに	るポイン	
	(以下	カード使	トの範囲	

【新旧対照表】ポイントプログラム利用規定の主な改定箇所

-								
		「交換可	用者の交			「交換可	用者の交	
		能会員」	換の根拠			能会員」	換の根拠	
		という。)				という。)		
	JCB デビ	本会員お	家族会員	第 3 条第	JCB デビ	本会員お	家族会員	第 3 条第
	ット会員	よび家	の交換	1 項に基	ット会員	よび家	の交換	1項、第3
	規約(個	族会員	は、本会	づき本会	規約(個	族会員	は、本会	項に基づ
	人用)		員から	員に 付	人用)		員から	き本会員
			授与され	与された			授与され	に付与
			た代理権	ポイント			た代理権	されたポ
			による				による	イント
	JCB デビ	本会員	_	第 3 条第	JCB デビ	本会員	_	第 3 条第
	ット会員			1 項に基	ット会員			1項、第3
	規約(個			づき本会	規約(個			項に基づ
	人用) お			員に 付	人用)お			き本会員
	よび指定			与された	よび指定			に付与
	口座振替			ポイント	口座振替			されたポ
	特約				特約			イント
	JCB デビ	法人会員	カード使	第 3 条第	JCB デビ	法人会員	カード使	第 3 条第
	ット会員	および	用者によ	1 項に基	ット会員	および	用者によ	1項、第3
	規約(法	カード使	る 交 換	づき法人	規約(法	カード使	る 交 換	項に基づ
	人用)	用者	は、法人	会員に	人用)	用者	は、法人	き法人会
			会員から	付与され			会員から	員に 付
			授与され	たポイン			授与され	与された
			た代理権	F			た代理権	ポイント
			による				による	
						,,,		は本会員等か
								との獲得ポイ
						ポイント詳細		
							予定ポイント	数を確認す
					ることができ			
						9 条第 3 項	を以下のとは	おりに変更し
					ます。			
						•	定の次の各界	号の特典と交
					換することを		( <b>- )</b>	
								ノョッピング
								4該金額を入
								、本号に基づし
					く約定支払	観の減算のご	ことを「キャ	ッツシュバッ

	ク」という場合があります。この場合、(2)号と
	異なり、個別のショッピング利用代金が減額され
	るわけではありません。)
	(2)次条に基づき提携先ショッピングの支払代金
	の全部または一部に充当することが可能な現金
	等価物への交換(この場合、当該現金等価物は個
	別のショッピングの支払代金に充当されます。)
	(3)JCB が公表する各種他社ポイント、商品券等
	への交換
	(4)JCB が公表するその他の商品への交換」

附則	1. Oki Doki ポイントプログラム利用規定(以下
	「改定前規定」という。)から J-POINT プログラ
	ム利用規定(以下「改定後規定」という。)への
	改定は、2026年1月12日(以下「効力発生日」
	という。)をもって効力が生じるものとします。
	2. 改定前規定に基づき本会員等に付与された
	Oki Doki ポイント (以下「旧ポイント」という。)
	は、効力発生日をもって、改定後規定に基づく
	J-POINT(以下「新ポイント」という。)に自動
	的に移行され、本会員等は改定後規定に基づき新
	ポイントを利用できます。なお、旧ポイントのボ
	ーナスポイントは、新ポイントのボーナスポイン
	トに自動的に移行されます。
	3. 前項に基づく旧ポイントから新ポイントへの
	移行の換算レートは、旧ポイント1ポイントあた
	り新ポイント5ポイントとなります。
	4. 第 1 項にかかわらず、改定後規定第 8 条に基
	づく J-POINT ボーナス制度の初年度(2025 年
	12月 16日から 2026年 12月 15日までの年度)
	の利用代金の集計は、2025 年 12 月 16 日以降の
	利用代金が集計対象となります。
	5. 改定後規定第 13 条第 1 項に定める「ポイント
	付与日」は、改定前規定に基づき本会員等に旧ポ
	イントが付与された日を指すものとします。第2
	項に基づき新ポイントに移行された日ではあり
	ません。